

(参考)

L-メチオニンの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

メチオニンは、哺乳動物、家禽、魚類及び甲殻類の必須アミノ酸である。現在は DL-メチオニン及びその誘導体が飼料添加物として指定されている。

L-メチオニンの光学異性体である D-メチオニンは、生体内で速やかに L-メチオニンに変換され、タンパク質合成に利用されることから、L-メチオニンと同等の栄養価を有すると考えられ、これまでは飼料のメチオニン補給源として DL-メチオニンが利用されてきた。

今回要望のあった L-メチオニンは、DL-メチオニンと比較して製造コストが高かったが、近年、L-メチオニンを安価に製造する技術が確立されたとのことで、DL-メチオニンの代替品としての利用が期待される。

海外では、EU、米国等で既に使用されている。

2. 改正の概要

L-メチオニンを飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の基準及び規格を設定する。

なお、用途は飼料の栄養成分その他の有効成分の補給で、全ての家畜等を対象とする飼料とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果及び農業資材審議会飼料分科会の答申を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の改正の手続を進める。

4. その他（提出資料）

メチオニンに係る食品健康影響評価については、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛の飼料添加物としての食品健康影響評価の依頼に伴う評価が実施されたと承知。今回、毒性試験に関して、当該評価に用いられていない L-メチオニンの急性毒性試験がある。